

令和 4 年 11 月 14 日
九州地方整備局
鹿児島港湾・空港整備事務所
(同時発表：鹿児島県)

川内港カーボンニュートラルポート（CNP）協議会 第 2 回協議会を開催します

国土交通省では、我が国の輸出入の 99.6%を取り扱い、CO2 排出量の約 6 割を占める産業の多くが立地する港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成し、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献していくこととしています。

今般、川内港 CNP 協議会 第 2 回協議会を以下のとおり開催されますのでお知らせいたします。

本協議会には、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所も構成員として参画し、川内港のカーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けて、積極的に協力して参ります。

1. 日時：令和 4 年 11 月 18 日（金）14：00～
2. 場所：SS プラザせんだい 3 階大会議室（薩摩川内市平佐 1 丁目 18）
3. 詳細：別紙のとおり
4. その他
取材に関する内容は、鹿児島県土木部港湾空港課へお問い合わせください。

【川内港カーボンニュートラルポート（CNP）協議会に関する問い合わせ先】

鹿児島県 土木部港湾空港課

課長 小濱（おばま）

技術主幹兼係長 隈崎（くまさき）

技術主査 射手園（いてぞの）

TEL：099-286-3640

【その他 CNP 全般に関する問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所

副所長 宮崎（みやざき）

企画調整課長 西岡（にしおか）

TEL：099-223-3296

川内港CNP協議会 第2回協議会

議 事 次 第

日 時 令和4年11月18日(金) 14時00分～

場 所 SSプラザせんだい 3階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 第1回協議会の振り返り
- (2) 脱炭素化の取組事例紹介
- (3) 民間におけるカーボンニュートラルの取組について
- (4) 川内港CNP形成計画(案)について

3. 閉 会

川内港カーボンニュートラルポート(CNP)協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、川内港カーボンニュートラルポート（以下、CNP）協議会（以下、協議会）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、川内港CNP形成計画の策定に関し、具体的な取り組みなどを検討、協議するとともに、CNP形成に向けた取組みを関係団体等で連携し推進することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。
2 構成員の追加等は、事務局が決定する。

(協議会)

第4条 協議会は、事務局が必要に応じて招集する。
2 協議会は、事務局が議事の進行を行う。
3 事務局が必要と認めたときは、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。

(情報公開)

第5条 協議会は、構成員の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。
2 議事次第は、協議会終了後に公開する。
3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第6条 構成員等及び第4条第3項の規定に基づき出席する者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則 この規約は、令和4年8月3日から施行する。

(別表)川内港CNP協議会構成員等

区分	所属
企業・団体	ENEOSグローブ株式会社
	鹿児島港運協会 鹿児島海陸運送(株)
	鹿児島県砕石協同組合連合会
	鹿児島県砂利協同組合連合会
	(公社)鹿児島県貿易協会
	九州電力(株)鹿児島支店
	甕島商船(株)
	川内商工会議所
	中越パルプ工業(株)川内工場
	中越物産(株)
	日本通運(株)川内支店
国	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所
県	鹿児島県環境林務部環境林務課 地球温暖化対策室
	鹿児島県商工労働水産部産業立地課
	鹿児島県商工労働水産部 エネルギー対策課
市	薩摩川内市未来政策部企画政策課
	薩摩川内市市民安全部環境課
	薩摩川内市経済シティセールス部 産業戦略課
	薩摩川内市建設部建設政策課
事務局	鹿児島県土木部港湾空港課